お役立ち情報

桑名労働基準協会
2026. 7. 29　Vol.081

○「従業員 50 人未満の事業場に対するストレスチェックの実施は令和 10(2028)年 4 月 1 日から義務化」

【 厚生労働省ホームページ：ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 雇用・労働 ＞ 労働基準 ＞ ＞ 安全・衛生 ＞ ストレスチェック制度・メンタルヘルス対策】

従業員 50 人未満の事業場に対するストレスチェックの実施は、2028 年 4 月 1 日から義務化されます。

対象となる企業は準備を進める必要があり、労基署への定期報告義務は免除されるものの医師の面接指導や 5 年間の記録保存は求められます。

義務化の時期と対象時期:　令和 10(2028)年 4 月 1 日施行

対象者:　正社員だけでなく、週の労働時間が通常の 4 分の 3 以上で 1 年以上雇用される（予定含む）パート等も対象

小規模事業場での注意点面接指導:　高ストレス者から希望があった場合の医師による面接は、最寄りの「地域産業保健センター（桑名地域産業保健センター）」が無料で利用可能

実施方法: 産業医が不在の場合が多く、厚生労働省の小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアルでは外部機関への委託が推奨されている

罰則・義務:　実施しないことに対する直接の罰則はないが、高ストレス者の面談拒否などは安全配慮義務違反に問われるリスクがある

☞　マニュアル等　　☞　Q＆A【中災防】

【厚生労働省】
(2026. 7 . 28)

○「三重さんぽセンターからのお知らせ」

【 厚生労働省ホームページ：ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 雇用・労働 ＞ 労働基準 ＞ ＞ 安全・衛生 ＞ ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等 ＞ ＞ 労働者数 50 人未満の小規模事業者の方】

令和 10 年 4 月 1 日から義務化予定の小規模事業場のストレスチェックへの対応について

労働者数 50 人未満の事業場に対するストレスチェック義務化については、施行時期が令和 10 年 4 月 1 日となりました。

施行日までは一定の期間がありますが、制度への対応には体制整備や社内ルールの見直しなどが必要となるため、早めに準備を行っていただくことが重要です。

当センターでは、事業場の規模に関わらず、「ストレスチェックの導入方法」や「従業員数が少ない場合の注意点」など、ストレスチェックについての相談・支援を行っています。

また、メンタルヘルス対策全般について、保健師、公認心理師等の専門家による相談や各種支援を行っています。

☞　サービスのお申し込みはこちら「メンタルヘルス対策」

【三重産業保健総合支援センター】
(2026. 7. 16)